

## 保護者から学校への学校徴収金（諸費）についての面談記録

日時：2023.8.19（土） 9：30～13：00

対応：校長、教頭、事務

（土曜日の面談については学校側からの打診）

### 1 総論

#### 1-1 不正の有無について

<学校回答>

会計の内容については、不適切な処理が散見され大変心苦しい。

しなしながら、私的流用などの不正はない。

平成30年度から令和4年度の5年間のうち、4年間は同一の職員（現在は他校勤務）、1年間は当該職員の育休中に臨時事務職員2名（いずれも退職済）が事務を行っていた。

#### 1-2 諸費の支出命令がないことについて

<学校回答>

支出命令書は作成していない。

現金引出しの際は、校長が銀行の用紙を確認し銀行印を押印していた。（ただし、あくまで銀行へ提出する用紙のため、学校に控えはない）

今後は支出命令書を作成し運用していく。

#### 1-3 諸費の性質上予備費が不適切であることについて

<学校回答>

臨時徴収になった場合の保護者の負担を考え、あらかじめ予備費を徴収していた。

用途を明示せずに集金した予備費を、保護者への説明なしに他科目へ振替したのは不適切であった。（ただし、振替処理について校長教頭の承認は得ている）

また、余った予備費は使い切るために「印刷代」としてコピー用紙やインクの購入費に充てていた。（後述）

諸費の予備費については廃止し、その都度実額の追加徴収に改める。

## 1-4 会計監査について

<学校回答>

諸費の会計監査は、校長と教頭によって行っている。

今回の指摘を受け、不十分であったと認識していることから、**今後は外部の第3者による監査を行う必要があると考えている。(PTAのような身内の組織ではなく)**

## 1-5 通帳の管理

<学校回答>

諸費の銀行印は校長、PTA会費の銀行印は教頭、通帳は事務が管理している。

キャッシュカードはないため、通帳だけでは引出しできない。

通帳は全部で19冊ある。(各学年、校外学習、就学援助、など)

## 1-6 印刷代について

<学校回答>

年度末に各学年が「印刷代」として学校に支出しているのは、印刷に要する印刷機のマスターやインク、インクジェットプリンターのインク代のうち、児童の学習支援に必要であるとして使用した分。

印刷代については、学校全体で使用するものについては公費、児童が使用するものや学級通信に使用するものなどは私費(学年費学級費)と区別している。

**紙やインク等に係る公費の予算は、実際のところ不十分であり現場としては足りていない。**

今回指摘のあった諸費の予備費の印刷代についても、そういった状況の中で何とか工面しようと、年度末の残額をかき集めたというのが実情。

そのため、「コピー1枚につき〇〇円」などの積算根拠はなく、予備費を使い切るために、残額をそのまま印刷代として支出していた。

**なお、印刷代として学校へ支出したお金は、現金として管理し、必要に応じてコピー用紙やインク等の購入に充てていた。そのため、通帳や帳簿などはない。**

印刷に関する予算が少ないがためのやむを得ない策であったが、不適切であるため、保護者に印刷代の状況を説明し了解をいただいたうえで予備費廃止分を増額し集金する形に改める。

## 2 各論

### 2-1 保護者から集金した諸費の予備費をPTA会費に不正流用（H30年度）

<学校回答>

4年生のPTA学年行事として開催した講座（助産師による命の講座）の講座料金の一部が不足したため、諸費の予備費を使った。（H30.11.7）

PTAは学校とは別団体であり、同一会計内であるかのような処理を行ったことは不適切であった。

<所見>

本件については支出命令も領主書も現存していない。

日常的なチェックや会計監査が十分に機能していないことの証左である。

少なくとも、領収書もなく監査が通ってしまっていることは問題である。

また、本件については、本校PTAがこれまで事実上の強制加入であり、「すべての保護者はPTA会員である」という誤った認識が根底にあったからこそ生じた事態であると考ええる。

諸費は保護者への使途を明示した上で集金するという原則から逸脱しているのも、そのような認識に起因するものであると考ええる。

本件は、他団体への不適切な支出及び領収書のない不適切な経費精算である。

### 2-2 一般書店での教材購入（令和2年度7）

<学校回答>

T S U T A Y Aでの教材購入については、通常は業者から購入しているが、当時はコロナによる臨時休校措置があった頃であり、やむを得ず購入した。

支払いは教員が立替え、後日諸費から教員に還付した。

購入の際、ポイントを使用しているが、学校でポイントカードは保有しておらず、私物のカードである。使用したポイントも個人のものである。

好ましくないと考えるため、やむを得ず購入する場合であってもポイントカードは使用しないように指導する。

<所見>

ポイントは個人のものであり、支払う際になぜ私有のポイントを利用し割引を受けたのかは不明。

諸費会計からの還付額もポイント値引き後の金額であり、厳密にはポイント相当額について教員が自腹を切ったことになる。

教員に自腹を切ってまで業務を求める風潮が、学校現場における公費の予算不足に起因するとすれば、行政にも対応を求める必要があると考える。

## 2-3 通販でのインク購入（令和4年度）

<学校回答>

令和4年度に楽天を利用し、通販でインクを購入していた。

学校所有のカードはないため、個人のカードにより、ポイントを使用し購入。

プリンターインクは市内でも購入できるが、あえて通販にしたのは、インク代を少しでも安く抑えるため。

諸費において、物品購入時の業者選定は任意に行っている。

<所見>

経費を抑えるためのやむを得ない対応だったのであれば、カード利用は仕方ないものと考えますが、ポイントの使用は教員が自腹を切ったことになるので、使用するべきではなかったのではないかと考える。

本校における諸費の不適切会計の根本的な原因は、印刷代の予算不足に起因する。

予算が足りないため、諸費の残額を「印刷代」の名目にかき集め、現金化し、帳簿に残らない形で処理している。

学校全体で使う、児童が使う、などの用途に関わらず、学校で印刷するものはすべて公費で負担すればこのような事態は起こりえない。（現実問題として使用したインクの分量を公費と私費に分けることなどできず、ムリなことをあえてやろうとするのでおかしい事態につながる）

また、公費の予算が不十分であるため、現場でのコピーやプリンターの使用に必要以上の制限がかかっている。

職員室の複合機でカラー印刷を行うことは原則として禁止し、やむを得ず使用する時は教員が1枚10円を自腹で支払いをしていることは看過されるべきではない。

また必要な印刷まで妨げられることは、業務の効率化を妨げているとも言える。

少なくとも、市役所や市教委において、紙に依存し、モノクロやカラーの別を問わず、大量の印

刷を行っていることを棚に上げ、学校現場の労働環境を顧みない姿勢は改めるべきである。

コピー用紙やプリンターインクなど、当初予算だけでなく、不足分まで含めてすべて公費で負担すべきであると考え。(エアコンについても同様。教室だけでなく職員室にも早急に設置すべきである。)

## 2-4 開示資料及び会計資料の不備について

<所見>

開示された資料には、コピーのとり間違い、誤った条件で抽出したエクセルから印刷した資料、 unnecessary書類など、不備が多く見られた。

すべてが担当した学校事務職員の確認不足とのこと。

開示資料を基に疑義を照会したが、開示資料そのものに不備があったため、内容を精査することができなかった。

また、開示資料を入手した際には開示請求手数料が発生しており、すでに納付済である。その分がどうなるのかも、確認しなければならない。

ひとつひとつは些細なミスであっても、トータルでは膨大な数の事務ミスである。

根本的な原因は学校事務職員の確認不足であるが、事務を管理する学校管理職や、開示請求を担当した市教委の責任はどうなるのか、あわせて確認が必要である。

(例えば、帳簿上は「コピー用紙」、添付された請求書には「学習シール」と記載されている。市民に提出する前に誰かが確認すればおかしいことに間違いなく気付くはずである)

資料を追加で提出してもらうか、原本を閲覧し確認するか、対応を検討する。いずれにしても情報公開を求めた市民に時間的な損失が生じていることに疑問を感じる。

また、保存している会計簿の記載内容も杜撰であり、お金の流れが分かりづらい状態である。校長教頭による内部監査が十分に機能していない証左であると考える。

## 3 まとめ

全体としては、不適切な会計処理であったことを認め、支出命令書の作成、外部監査の実施、予備費の廃止と、改善すべきところは改善するという姿勢は評価できる。

一方で、現金化した印刷費について、校長は「不正はない」と断言したが、帳簿等の証拠書類が存在しない以上、果たして本当にインクや紙の購入使用されたのか疑念は残る。

本校における諸費の不適切会計の主たる原因は「保護者から預かっているお金であるという認識の欠如」と「印刷代」である。

特に、印刷代については、公費の予算不足が根本的な原因であると言える。

市教委から十分な予算が与えられないために、公費での印刷と私費での印刷を分け、かつ苦肉の策として、諸費の予備費の残額を恣意的に印刷代として引き出し、現金化して使用している。

通販で市内相場よりも安い価格でインクを購入したことも、それに起因している。

不適切な会計処理を行ったのは学校であるが、本質的には市教委がその対応を改めない限り、この問題は根本的には解決しないと考える。本件は、本校だけでなくすべての市立学校に共通の問題であるはずである。

D Xによりペーパーレス化が進むという風潮ではあるが、学校現場に十分な質と量のデバイスが行きわたっているのかも疑問である。

教員の努力や保護者の善意に頼るもの限界があるので、行政における教育分野への予算拡充が必要であると考えます。

また、諸費をP T A会費の不足分に充当していたことは、従来本校におけるP T Aが事実上の強制加入であり、すべての保護者がP T Aに加入しているという錯誤に基づくものである。

仮に強制加入でなければ、「保護者=P T A会員」という構図は成り立たず、支出の際に思いとどまったはずである。

諸費は使途を明示した上で保護者から預かるお金であり、説明もなく予備費から支出していること、領収書がないまま会計監査を通しては不適切である。

以上